

高知県外国人受入環境整備事業補助金交付要綱 新旧対照表

新	旧
<p data-bbox="336 252 929 284">高知県外国人材受入環境整備事業補助金交付要綱</p> <p data-bbox="481 316 784 347">第1条～第21条 省略</p> <p data-bbox="168 379 750 443"><u>附 則</u> <u>この要綱は、令和7年11月4日から施行する。</u></p>	<p data-bbox="1310 252 1904 284">高知県外国人材受入環境整備事業補助金交付要綱</p> <p data-bbox="1456 316 1758 347">第1条～第21条 省略</p>

新

別表第2（第6条関係）
（1）スキルアップ事業

補助対象経費	補助率	補助限度額
<p>①技能を向上させるための訓練 （同様の訓練を受ける場合、外国人材1人につき1回を上限とする。）</p> <p>②技能を向上させるための試験※1 （同様の試験を受ける場合、外国人材1人につき2回を上限とする。）</p> <p>③ビジネススキル（日本語教育※2を含む。）を向上させるための研修（同様の研修を受ける場合、外国人材1人につき1回を上限とする。）</p> <p>通訳料、講師謝金、旅費（宿泊料※3及び交通費※4）、消耗品費、印刷製本費、翻訳料、受講料及び施設使用料</p> <p>※1 外国人技能実習法第8条第2項第6号に規定する試験、入管法第2条の4第1項に基づく分野別運用方針で定める技能水準を測る試験及び職種において必須とされている資格取得に係る試験は補助対象外とする。</p> <p>※2 外国人技能実習法第2条第2項第1号及び同条第4項第1号に規定する講習は補助対象外とする。</p> <p>※3 宿泊料の上限は1人1泊当たり11,000円（税込）を上限とする。</p> <p>※4 宿泊施設から研修施設までの往復に係る交通費に限る。</p>	<p>（略）</p>	<p>1,000千円 ただし、外国人材1人当たり100千円とする。</p>

旧

別表第2（第6条関係）
（1）スキルアップ事業

補助対象経費	補助率	補助限度額
<p>雇用している外国人材に対して、ビジネススキルを向上させるための研修及び技能を向上させるための訓練、業務に必要となる日本語教育を受講させるための経費 （外国人技能実習生に対して実施する入国後講習（※1）に係る経費を除く。）</p> <p>通訳料、講師謝金、旅費（宿泊料（※2）及び交通費（※3）、消耗品費、印刷製本費、翻訳料、受講料及び施設使用料</p> <p>※1 外国人技能実習法第2条第2項第1号及び同条第4項第1号に規定する講習をいう。</p> <p>※2 宿泊料の上限は1人1泊当たり11,000円（税込）を上限とする。</p> <p>※3 宿泊施設から研修施設までの往復に係る交通費に限る。</p>	<p>（略）</p>	<p>外国人材1人当たり10万円</p>

新			旧		
(2) 入国前教育施設運営事業			(2) 入国前教育施設運営事業		
補助対象経費	補助率	補助限度額	補助対象経費	補助率	補助限度額
(略)	(略)	<u>600千円</u>	(略)	(略)	<u>60万円</u>